

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

目次

第1章 建設（第1条）

第2章 厚生福祉（第2条）

附則

第1章 建設

第1条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第4（第2条関係） 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料			別表第4（第2条関係） 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
公簿及び図面の写し	写し（課税台帳・名寄帳・公図）	1件につき200円	公簿及び図面の写し	写し（課税台帳・名寄帳・公図）	1件につき200円
	建築計画概要書の写し	1件につき400円			
	築造計画概要書の写し				
	定期調査報告概要書の写し				
	定期検査報告概要書の写し				
	建築基準法令による処分等の概要書の写し				
	全体計画概要書の写し				
	道路位置指定図面の写し				

第2章 厚生福祉

第2条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲

まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第4（第2条関係） 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料			別表第4（第2条関係） 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
納税管理人に関する証明	納税管理人に関する証明	1件につき 200円	納税管理人に関する証明	納税管理人に関する証明	1件につき 200円
春日部市立看護専門学校 の学生であった者に関する証明	卒業証明書 成績証明書	1件につき 400円			

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。